

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**

今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- 官民連携による「空き家所有者情報」のさらなる活用を促進！ 【施策紹介】
- 国営滝野すずらん丘陵公園「たきの森フェス～2018Summer～」7/29(日)開催！ 【その他(お知らせ等)】
- 平成30年度「手づくり郷土(ふるさと)賞」募集中！ 【イベント・募集案内等】

官民連携による「空き家所有者情報」のさらなる活用を促進！ ～「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」を拡充～

空き家問題への対応に当たっては、地域の実情に応じて、除却すべきものは除却するとともに、活用できるものは活用していくことが重要です。

国土交通省では、市町村と民間事業者等の連携による空き家の流通、利活用の更なる促進を目的として、平成29年3月に公表した「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」の内容を大幅に拡充し、6月8日に公表しました。

ガイドラインの概要

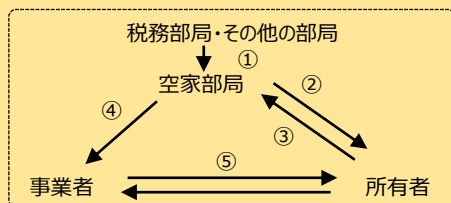
ページ数は38→77と約2倍に!

1. 法制的整理

- 平成26年11月制定「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、市町村は、同法の施行のために必要な限度において固定資産税の課税情報等を行政内部で利用可能に。また、当該情報を基に空き家所有者本人へ連絡をとることも可能に。
- 所有者本人の同意が得られれば、課税情報を含む所有者情報を民間事業者等に提供することが可能に。

2. 空き家所有者情報の提供に関する運用の仕組み

空き家所有者情報の外部提供スキームのイメージ



- ①市町村による空き家の特定・所有者調査(課税情報も活用)
- ②空き家所有者に外部提供の意向確認
- ③空き家所有者の同意
- ④所有者情報を提供
- ⑤事業者と所有者の接触

- 空き家の特定(①)に活用されている情報の例示(拡充)**
・固定資産税課税情報／不動産登記情報／住民票記載情報／水道閉栓情報／自治会等からの情報／死亡届等
- 同意取得(③)に当たっての留意事項**
・同意取得の相手方は空き家の所有者
・同意取得の内容は、「情報の提供先」「提供先における利用目的」「提供される情報の内容」を明示した上で同意を得ることが必要
・同意取得の方法は、トラブル防止の観点から書面が望ましい
- 所有者情報の提供(④)に当たっての留意事項**
・所有者に安心して同意してもらえるよう、市町村の積極的な関与が望ましく、トラブル防止に配慮した仕組み(例：事業者の登録者制度、民間事業者団体との協定締結等)が重要

3. 市町村における先進的な取組

- 市町村の先進的な取組を、スキーム図や実際に使用している同意書の書式等とともに紹介(拡充)**
・空き家所有者情報を集約したデータベースの構築(厚木市)
・流通可能性を評価したカルテの作成(伊賀市)
・情報提供に同意した所有者のうち希望者に売却価格や解体費等の見積もりを提供(太田市)
・民間事業者が申請した空き家を市町村が所有者調査し、情報提供の同意を得る仕組みを試行(青梅市)
・リノベーションによるまちづくりと連携し、重点地域を設定して情報提供の同意を得る仕組みを構築(和歌山市)等

※詳細については [国土交通省HP\(H30.6.8付け報道発表\)](#) をご覧ください。

平成30年度「^{ふるさと}手づくり郷土賞」募集中！

－国土交通大臣表彰・33回目－

国土交通省では、今年度で33回目の開催となる「手づくり郷土（ふるさと）賞」の募集を行っています。

この賞は、地域活動によって地域の魅力や個性を生み出している良質な社会資本とそれに関わった団体のご努力を国土交通大臣が表彰する制度です。

自薦、他薦を問わず地域づくりに取り組む活動団体、地方公共団体のみなさまのご応募及び情報提供をお待ちしています。

○募集期間：平成30年6月1日（金）～平成30年8月20日（月）

○表彰内容

「手づくり郷土賞（一般部門）」

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本及びそれと関わりがある優れた地域活動を一体的に表彰

「手づくり郷土賞（大賞部門）」

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞したもののうち、一層の発展があったものを表彰

なお、選定された成果については、応募団体に認定証を授与するとともに、好事例としてホームページなどを通じて広く全国的に紹介する予定です。

○応募団体

地域の社会資本*を有効活用し、地域づくり等に取り組む活動団体が単体で、又は社会資本を管理する地方公共団体（都道府県、市区町村）との共同で応募してください。

*原則として国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体等が整備・管理するものも含まれます。

○応募方法

募集期間内に、応募資料（応募用紙、参考資料）を提出してください。なお、詳しい応募方法・提出先については、[北海道開発局HP（募集要項）](#)をご覧ください。

○過去の受賞内容

[北海道開発局HP（平成29年度北海道内の受賞一覧）](#)をご覧ください。

○お問い合わせ先

北海道開発局開発監理部開発調整課 担当：木村
TEL011-709-2311（内線5470）

平成29年度「手づくり郷土賞」の北海道内から受賞した団体の取組については、[まちづくりメールニュース vol.258（H30.1.26）](#)をご覧ください。

- 手づくり郷土賞（一般部門）：
「古き良きものを守る～国境の街 稚内の歴史的建造物の保存とまちづくり～」
受賞団体名：稚内市歴史・まち研究会（稚内市）



平成29年度「手づくり郷土賞」認定証伝達式の様子